

ハイライト:

- ・定年後の社会保険等の取扱いについて解説しました
- ・住宅借入金等特別控除に注意を!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

| | |
|-----------------|---|
| ご挨拶 | 1 |
| 定年後の手続き、 取扱い | 1 |
| 国税庁質疑応答事例 より | 2 |

今年の夏は「集中豪雨」「落雷」がキーワードになりそうな不安定な天候でした。実りの秋の訪れが待ち遠しい日々です。第35号では、定年後の社会保険等の取扱い、国税庁の質疑応答事例のうち新しく掲示された所得税の内容について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)

定年後の手続き、取扱い

改正高年齢者雇用安定法が平成18年4月1日から施行となり、60歳以降の雇用継続対応が義務化されたため、60歳後も労働条件の見直しの上、再雇用という働き方も増えてきているのではないのでしょうか。今回は、60歳時点での働き方と比べて条件が変わると、保険関係等の取扱いがどのように変わるのか取り上げていきます。



○社会保険

定年退職後1日の空白もなく定年前と同様の労働時間で働く場合には、社会保険の被保険者資格はそのまま継続となります。所定労働時間又は所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満になる場合には、社会保険の資格は喪失します。

また、再雇用後の給料が減額され、標準報酬月額が2等級以上下がる場合には、年金の受給権を有する定年退職後の再雇用者については、在職老齢年金の支給停止と関係してくるため、変動後4ヶ月目の随時改定ではなく、即座に標準報酬月額を変更する特例が設けられています。すなわち、定年退職後の再雇用者は、給料の金額が年金カット額と直接連動してくるため、給料が下がるとそれを速やかに年金カット額の判断基礎となる社会保険の標準報酬月額に反映させるシステムになっているのです。

なお、資格要件を満たす限り70歳までは健康保険・厚生年金保険両方の加入、75歳までは健康保険の加入、75歳からは後期高齢者医療制度の加入者になるため健康保険の資格も喪失となります。

<在職老齢年金:在職中に減額されて支給される年金のこと>

○雇用保険

高年齢雇用継続基本給付金という制度があり、次の3つの条件をすべて満たすと給付金が受給できます。支給申請先は管轄のハローワークになります。

- ①60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること
- ②過去の被保険者期間が5年以上あること
- ③60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が75%未満に給料が減額していること

具体的な計算は、再雇用後の標準報酬月額とその月以前1年間の賞与の額を12で割った額及び基本月額（老齢厚生年金の月額）の合計額によって算定されます。

なお、1週間の労働時間が20時間未満になる場合には、雇用保険の資格は喪失します。

○70歳以上の在職者の年金

適用事業所に勤める人は70歳になるまで厚生年金保険に加入しなくてはなりません。この場合、65歳以上70歳未満の方は、総報酬月額相当額{標準報酬月額+(その月以前1年間の賞与÷12)}と報酬比例部分の年金との合計額により、年金の支給停止が行われます。また、平成19年4月からは、70歳以上の在職者にも、この年金の支給調整制度の適用が行われています(平成19年4月1日に70歳を超えている人には支給の停止はありません)。

○働き方によっては年金の支給調整はありません

年金の支給停止が行われる理由は、厚生年金保険の被保険者である年金受給者の給料と年金をあわせた合計収入が一定額を超えてしまうからです。従って、年金保険の被保険者にはならず個人事業主として収入を稼いだ場合には、その収入は年金の調整計算の対象にはならないため、年金を満額受け取ることが出来ます。また、会社勤めを続けた場合でも、所定労働時間又は所定労働日数を通常の労働者の4分の3未満で契約して働けば厚生年金保険の被保険者にはなりませんので、年金を満額受け取ることが出来ます。

ただし、年金保険料を払い続けていれば、退職後に受け取る年金額は増加します(掛け捨てということにはなりません)。また、それまで第3号被保険者として年金保険料の自己負担をしなくてもよかった配偶者が第1号被保険者になるため、年金保険料を配偶者自身が自己負担しなければならない可能性もありますので、全体最適化となるように考える必要があります。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

国税庁質疑応答事例より

国税庁HPの質疑応答事例が8/29付けで更新されました。住宅借入金控除の取扱いについて、かなり多くのQAが掲載されていますので、その中からピックアップしてご紹介いたします。

Q 本年6月1日に家屋を取得し・居住開始しましたが、10月1日に転勤命令があり転居することになりました。転勤期間満了後、またこの家屋に再居住した場合には、住宅借入金等特別控除の再適用はできますか？

A 上記事例の場合には、再適用を受けられません。住宅借入金等特別控除の再適用は、「住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者」に限り認められますので、家屋を取得した年中に転勤命令により転居した事例ではその年の12月31日時点まで引き続き居住の用に供していないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることは出来ません。従って再居住した場合にも、住宅借入金等特別控除の適用は受けられません。

Q 平成16年に住宅借入金等特別控除の適用を受けていましたが、平成18年に転勤命令があり家族と共に転居しました。平成20年に子供の都合で家族のみ先に再居住をします。この場合住宅借入金等特別控除の適用はどうなりますか？

A 再適用に係る一定の要件を満たしていれば、家族の再居住年分より住宅借入金等特別控除の適用を受けることが出来ます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

